

自動車共済にご加入の皆さまへ

人生は 落とし穴 だらけ!!

日常生活の思わぬトラブルで、
大きな賠償責任を負うことがあります。
手軽な特約で、まさかに備えませんか？



日常生活のトラブルによる
賠償責任は思わぬ高額となることも…

例えば
自転車事故による **9,521万円**^{※1}_{※2}
賠償金額 (神戸地方裁判所:平成25年7月4日判決)

ゴルフ場で…



プレー中の打球が
先行プレイヤーの顔面に直撃し
目にケガをさせた。



庭で…



伐採した庭の木が隣家に
倒れて損害を与えてしまった。

自転車で…



自転車走行中、歩行者と接触。
相手が意識不明の重体に…



ペットの散歩中に…



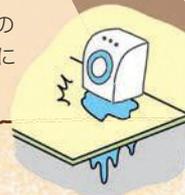
飼い犬が他の犬の飼い主に
噛みつきケガをさせた。



家で…



集合住宅で自宅の洗濯機の
ホースが外れ水漏れで階下に
損害を与えてしまった。



海で…



サーフィン中にボードが
他人に当たりケガをさせた。



階段で…



歩道橋で足を踏み外して
友人に激突。
後遺障害を負わせた。



自動車共済に安心をプラス!!



日常生活賠償責任特約

自転車事故をはじめとする日常生活の
さまざまな損害賠償責任を保障します。

2億円

支払限度額

安心の
示談交渉
サービス付

共済掛金1,890円(共済期間1年、一時払の場合)

※令和5年4月現在の共済掛金です。

くわしい保障内容は裏面をご覧ください

※1 出典:日本損害保険協会ホームページ ※2 裁判において支払いを命じられた金額(概算額)であり加害者が実際に支払う金額とは異なる場合があります。

日常生活での賠償リスクへの備えは大丈夫ですか？

相手方への保障



日常生活賠償責任特約

・住宅(※1)の管理上の不備や欠陥によって生じた事故または買物や旅行などの日常生活で生じた偶然な事故(※2)により、他人を死亡させたり、負傷させたり、他人の財物に損害を与えたり、あるいは誤って線路に立ち入ったことなどにより、電車などを運行不能にしたため法律上の損害賠償責任を負担するときに共済金をお支払いする保障です。
 ・**記名被共済者1名のご加入により、ご家族(※3)も保障対象となります。**

(※1) 被共済者の居住の用に供される住宅用建物をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅用建物を含みます。

また、住宅には同一敷地内に所在する動産・不動産も含まれます。

(※2) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理による事故を除きます。

(※3) 記名被共済者本人、配偶者、同居の親族、別居の未婚の子などが保障対象となります。

JA共済がこれまでに共済金をお支払いした『事故事例』です

自転車の事故

孫(3才)が公園で自転車を運転していたところ、誤って前にいるご年配の方に衝突し、重傷を負わせた



支払共済金

12,955,654円

草刈機の事故

自宅の庭で草刈り作業中、小石が跳ねて隣家の壁にあたり、塗装が剥げた

※収入が伴う場合など、職務遂行に起因する事故については、保障対象外となります。



支払共済金

3,135,000円

石遊びの事故

子どもが石を投げ、誤って他人宅の玄関ドアにあたりキズがついた



支払共済金

548,000円

飼い犬による事故

飼い犬が玄関口で来客に噛みついてしまい、ケガをさせた



支払共済金

73,040円

風呂場の水漏れ

風呂場の排水溝がつまり水漏れし、階下の天井・壁・家具に損害を与えた



支払共済金

1,045,000円

まさかの事故時、相手方との交渉はJA共済におまかせください！

この特約で共済金の支払対象となる事故について、被共済者のお申し出があり、かつ相手方の同意が得られれば、JA共済は被共済者のために示談交渉をお引受けします。

※被共済者の過失がない場合などは、この特約で共済金を支払うことができません。

※本特約による共済金の支払いは、ノーカウント事故扱いとなります。

示談交渉サービス付

“自転車共済(保険)”の加入義務化が進んでいます。ぜひ日常生活賠償責任特約への加入をご検討ください。

地方公共団体の条例の制定状況

義務化
(30都府県)

宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

※上記のほか、政令指定都市では、岡山市において義務条例制定済み。

努力義務化
(9道県)

北海道、青森県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

出典: 自転車活用推進官民連携協議会ホームページ

(令和5年4月1日現在)

記名被共済者またはそのご家族が、この特約と同様の保障(※4)に複数加入している場合は、保障が重複することがあります。保障が重複すると、対象となる事故について、どちらの契約でも保障されますが、いずれか一方の契約からは共済金が支払われない場合があります。保障内容の差異や加入金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご契約ください。(※5)

(※4) 自動車共済以外の共済契約でご契約されている保障や、組合以外の保険(共済)契約を含みます。

(※5) これらの保障を1契約にのみ付帯した場合、そのご契約を解約・内容変更したときや、ご家族の状況の変化(同居から別居への変更等)があるときに、保障がなくなったり、保障の対象者が変わることがありますのでご注意ください。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際は、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

お問い合わせは

加入後の事故報告は、専用窓口まで
JA共済日常生活事故対応センター

ニチヨウバイショウ は ク ミ アイ

0120-628-931

受付時間 9:00~21:00(年中無休)

(JAの営業時間内でも、こちらの番号までご連絡ください)